

「社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書」の記載上の留意点(三重県)

総収入金額の区分は、この表により(A)社会保険分の医療収入(B)その他の収入(C)その他の収入に含まない(D)別計算分に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。記載されていない収入科目については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
1 社会保険分の医療収入	○			
2 介護保険収入	○(注1)	○(注1)		
3 窓口現金収入	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
4 家族療養費	○(注2)			
5 公費負担分	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
6 保険等査定増減	○(社会保険分)	○(社会保険分以外)		
7 労働者災害補償保険医療収入		○		
8 自動車損害賠償責任保険収入		○		
9 公害診療収入		○		
10 自費診療収入		○		
11 入院料、ベッド代差額収入		○		
12 健康診断受託医療収入		○		
13 医療相談収入		○		
14 利子補給金、事務取扱手数料		○		
15 付添人食事代収入		○		
16 診断書等証明収入		○		
17 生産品等販売収入		○		
18 受託技工、検査料等収入		○		
19 嘱託医収入		○		
20 受取利息配当金		○		
21 電気、ガス、テレビ、寝具等使用料		○		
22 不用品売却収入		○		
23 有価証券売却益		○		
24 看護学校収入		○		
25 従業員給食収入			○	
26 院内保育の保育料収入			○(従業員使用分)	
27 社宅・寮・駐車場使用料収入		○(役員使用分)	○(従業員使用分)	
28 企業年金払戻金			○(注3)	
29 仕入れ値引			○	
30 自動販売機収入		○		
31 ハフラン・おむつ等販売収入		○		
32 印紙等販売収入			○(注4)	
33 販売手数料		○		
34 各種補助金・委託料		○(注5)	○(注6)	
35 救急医療協力金		○		
36 各種祝金・協力金等		○		
37 満期保険金		○(注7)		
38 保険解約返戻金			○(注8)	
39 保険等の配当金		○		
40 生命保険金		○(注9)		
41 物に係る損害保険金			○(注10)	
42 人に対する傷害賠償保険		○(注11)		
43 償却資産売却益			○(注12)	
44 施設等利用料		○		
45 土地譲渡益等				○(注13)

46	その他事業に係る所得		○(軽微なもの)		○
47	各種引当金・準備金の繰戻額			○	
48	租税還付金			○	
49	還付加算金		○		
50	消費税			○(注14)	
51	剰余分配金(医師会の保険割戻金など)			○	
52	債務免除益		○		
53	現金過不足		○		
54	障害者自立支援医療費	○(注15)			

(注1)介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち地方税法第72条の23で定める社会保険医療収入に限ります。
詳しくは別添資料「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照してください。

(注2)保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注3)ただし法人税で益金とされる金額は「その他の収入」に含みます。

(注4)ただし販売差益が生じるものは「その他の収入」に含みます。

(注5)医療保険業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当が含まれるほか雇用助成金、借入れ助成金等が該当します。

(注6)施設整備等に対する助成で法人税法第42条の規定による圧縮記帳の適用を受けた補助金等の額が該当します。

(注7)満期返戻金の額から保険契約期間中に法人が支払った保険料のうち資産計上されていた積立保険料相当額を控除した額は「その他の収入」に含みます。

(注8)ただし契約者配当や運用益等が含まれている場合は、当該部分のみその他収入に含みます。

(注9)ただし、生命保険金の額から保険契約期間中に法人が支払った保険料のうち資産計上されていた積立保険料相当額は「その他の収入」に含みません。

(注10)滅失した資産の取得価格を上回る金額については「その他の収入」に含みます。

(注11)休業補償も同様の扱いです。積立型保険の場合には資産計上されていた額を控除した額とします。

(注12)ただし取得価額を超える部分は「その他の収入」に含みます。

(注13)法人税法第50条(交換取得した資産の圧縮額の損金算入)の規定及び租税特別措置法第64条から第66条(資産の譲渡の場合の課税の特例)の規定を適用した場合には適用後の所得金額

(注14)消費税(地方消費税含む)の課税事業者で税込会計方式を適用している医療法人等は、消費税及び地方消費税相当額はその他収入に含みません。また、税抜き経理方式を適用している場合で簡易課税制度の適用がある場合の雑入金として計上された消費税及び地方消費税相当額もその他収入に含みません。

(注15)障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費も同様の扱いです。

(その他)「その他収入に含まない(C)」ものについては限定して列挙しているものであり、それ以外のものは「社会保険分の医療収入(A)」、「その他収入に含む(B)」、「別計算(D)」となります。